

# 令和7年第5回（9月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月9日（火曜日）

---

## 議事日程（第1号）

令和7年9月9日（火）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 行政報告
  - 第 5 議案第84号から議案第126号まで
  - 第 6 請願第3号、請願第4号、陳情第2号、陳情第4号
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（21名）

1番	村	川	拓	人	君	2番	川	原	茂	君
3番	坂	下	真	斗	君	4番	栗	山	嘉	男
5番	佐々木	ひとみ	ひとみ	君		6番	平	田	和太	龍
7番	山	本	健	二	君	8番	林		純	一
9番	佐	藤	定	君		10番	中	川	健	二
11番	広	瀬	大	海	君	12番	山	田	伸	之
13番	荒	井	眞	理	君	14番	駒	形	信	雄
15番	坂	下	善	英	君	16番	山	本		卓
17番	中	川	直	美	君	18番	佐	藤		孝
19番	近	藤	和	義	君	20番	室	岡	啓	史
21番	金	田	淳	一	君					君

---

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺	竜五	君	副市長	鬼澤	佳弘	君
教育長	香遠	正浩	君	総務部長	岩崎	洋昭	君
企画部長	北見	太志	君	財務部長	平山	栄祐	君
市民生活長	市橋	法子	君	社会福祉部長	吉川	明	君

地域振興長	門田 靖君	農林水産長	中川 克典君
観光文化部長	小林 大吾君	建設部長	佐々木 雅彦君
教育次長	笠井 貴弘君	消防長	中野 照之君
会計管理者	石塚 美好君	上下水道長 上課	増家 由季君
両津病院部長	倉内 学君	選舉委員會長 管事務局	谷川 直樹君
監査委員長	木下 和重君	農業委員會長 事務局	野嶺 雅博君

---

事務局職員出席者

事務局長	中川 雅史君	事務局次長	服部 真樹君
議事調査係長	池秀和君	議事調査係	余湖巳和寿君

## 午前10時00分 開会・開議

○議長（金田淳一君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回（9月）佐渡市議会定例会を開会いたします。  
本日の会議のデータは、今定例会のフォルダーにアップしたとおりでございます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金田淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
今期定例会の会議録署名議員は、7番、山本健二君及び9番、佐藤定君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（金田淳一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。  
よって、今期定例会の会期は18日間に決定いたしました。  
なお、今会期中の予定は会期日程表のとおりでありますので、御確認願います。  
ここで、議会中継を御覧の皆さんに申し上げます。  
今期定例会の予定は、佐渡市議会のホームページ、佐渡テレビなどによりお知らせしております。  
本会議も委員会も原則的には傍聴可能であります。  
皆さんのお越しをお待ちしております。

---

## 日程第3 諸般の報告

○議長（金田淳一君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

## 日程第4 行政報告

○議長（金田淳一君） 日程第4、行政報告を行います。  
市長から行政報告の申出があるので、これを許します。  
渡辺市長。  
〔市長 渡辺竜五君登壇〕  
○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、令和7年第5回（9月）佐渡市議会定例会に当たりまして、令和7年第3回（6月）佐渡市議会定例会後の報告案件について御報告を申し上げます。  
まず、今定例会における報告事件でございます。報告第15号から第17号までにつきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

報告第18号 令和6年度佐渡市一般会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました旧深見家住宅保存事業ほか3事業が令和6年度で完了いたしましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第19号及び第20号につきましては、令和6年度決算に基づいた健全化判断比率及び資金不足比率について、それぞれ監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

報告第21号及び第22号につきましては、佐渡市が出資する法人の決算に関する書類及び事業計画を提出するものでございます。

続きまして、6月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。

1、8月6日からの豪雨による災害について。まずは、先日の豪雨により市内で多くの被害が発生をいたしました。被害を受けた市民の皆様には心からお見舞いを申し上げます。佐渡市では、8月5日から7日にかけて寒冷前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となり、激しい雨により記録的な豪雨となりました。また、複数の道府県で多くの被害が発生していることから、国からは8月18日及び25日に激甚災害の指定見込みについて発表されたところでございます。佐渡島内の降雨量でございますが、羽茂地区で8月5日から12日までの間に総計658.5ミリの雨量に達しました。特に羽茂滝平では5日から7日までの3日間では416ミリ、10日から11日までの2日間では237ミリもの雨量を記録しこれまでにない規模となりました。市では、土砂災害警戒情報の発表を踏まえ、8月6日午前11時45分に災害対策本部を設置し、同日午後4時に小木、羽茂、赤泊地区に避難所の開設と併せて避難指示を発令したところでございます。被害の状況でございます。南佐渡地区を中心に過去に例のない被害が発生いたしました。幸いにも人的被害は出でおりませんが、住宅被害も多数発生しているところでございます。また、県道、市道において土砂崩れなどにより通行止めとなっている区間があり、順次復旧に向けた作業を進めているところでございます。市道以外での林道、農道でものり面や路肩崩壊などの被害が出ております。農業に関連する被害も多数報告されており、収穫時期である水稻にとっては収穫量や品質の低下が懸念される状況となっております。今後は被災した農地などの早期復旧にしっかりと対応していくため、今定例会に補正予算を上程させていただき、復旧に全力で取り組んでまいります。

2、世界遺産登録及び小木町重伝建地区選定1周年について。昨年7月27日、「佐渡島の金山」が世界遺産に登録されて1年目の記念すべき日に合わせまして、両津港、小木港での来島者へ記念品贈呈や芸能披露、またきらりうむ佐渡をはじめとする世界遺産関連施設の無料開放のほか、新潟日報メディアシップや新潟伊勢丹での佐渡フェアによる物産展、新潟県庁をはじめとする施設でのライトアップなど、官民が連携し、新潟県内において1周年記念となる様々な催しが開催されたところでございます。加えて、8月15日には、小木地区の重要伝統的建造物群保存地区選定から1周年を迎える、アース・セレブレーション期間中に合わせた佐渡国小木民俗博物館の無料開館、インバウンドにも対応した小木町重伝建地区まち歩きなどを実施し、多くの皆様に御参加をいただいたところでございます。お盆期間中も引き続き多くの皆様から佐渡にお越しいただいており、この「佐渡島の金山」の世界遺産登録や小木地区の重要伝統的建造物群保存地区選定を契機とした来訪者の増加を一過性のものとせず、さらに多くの皆様から佐渡に来訪していただけるよう、今後も全力で取り組んでまいります。議員の皆様におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 報告案件の財政健全化判断比率等に関わって、具体的には報告案件の第19号、将来負担比率などが述べられているわけですが、今年度の施政方針の大きな柱であるプライマリーバランスとの関係では、これ財政の状況をどのように見たらいいのかをちょっと教えていただきたい。

将来負担比率については、昨年度よりも10ポイント以上上がっているわけです。もちろん国の基準から比べたらずっと低いというのは分かっていますが、これどう見るのか教えていただきたいということです。

3点目は、先ほど市長が言ったように、監査委員の意見をつけてということで、監査委員の意見というのはどこにありますか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

---

午前10時10分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

まず先に監査委員の意見ですが、これ報告書のところの12ページのほうに載っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○財務部長（平山栄祐君） これ議案で、すみません。報告で。失礼しました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

---

午前10時14分 再開

○議長（金田淳一君） 再開をいたします。

答弁調整のためにしばらく時間を取りますので、再開については予鈴で報告しますので、待機していてください。

暫時休憩といたします。

午前10時14分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

執行部から説明を求められておりますので、これを許します。

岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 報告資料におきまして、監査委員の意見書のページが抜けておりました。大変

申し訳ございませんでした。資料のほうは整えまして、サイドブックスのほうにアップのほうをさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 資料の提出につきまして、議会への提案につきましては大変御迷惑をおかけして申し訳ございません。きちんと原因を究明しながら、再度同じことが起きないようにしっかりと対策を取り組みながら、私自身は信賞必罰というお話をしておりますので、私自身も含めしっかりと対応しながら、適切な議会運営ができるようにこれからも努力してまいります。大変申し訳ありませんでした。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 大変申し訳ございませんでした。中川議員にお答えいたします。

将来負担比率の関係です。11.1ポイントほど増ということですが、要因につきましては、両津病院のほうが昨年度完成したことから、起債のほうの残高が50億円ほど増えたというところで増ということになっております。これにつきましては、交付税措置もあり、後年度返していく段階で、当然しっかりと繰出しのほう必要になりますが、基準内の繰出しというところに留意しながらやっていくことがプライマリーバランスの維持というところにつながるというふうに思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） プライマリーバランスの現在の方向性についてちょっと補足をさせていただきます。

まず1つ、この今の佐渡市の予算の状況につきましては、毎年財政調整基金を下ろしながら組んでいくという状況であるということ。そして、その大きな要因が災害であるということでございます。私自身も就任して以降、人件費を抑えるなど様々な取組をしてきたところでございますが、やはりこのプライマリーバランスゼロを収めていくためにも、いざ災害が起きても対応ができるだけの財政調整基金をしっかりと確保していくかなければいけないという状況でございます。そういう点で、2年前の竹等の停電被害、これが非常に大きな財政負担になったということ。そして、今回の災害等がやっぱり大きな負担になるということを想定しながら今後の財政運営を取り組んでいくということが重要であろうというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 見ている方は何が何だか分からないかもしれません、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条によると、監査の意見をつけて議会へすぐ出さなければいけないとなっているものであります。今出されたので、ぱっとしか見ておりませんが、そういう意味では提案の仕方に瑕疵があったというか、問題があった。これだけ強く指摘しておきます。

質疑との関係ですが、今年度そのプライマリーバランス、佐渡市の言うプライマリーバランスと財政健全化、財政でいうルールとは全く違うのだけれども、大きな柱だから、どういう見方をしているのかなということなのだけれども、結局プライマリーバランスの財政の健全化の比率という問題も回り回って必ずいくという。さっき市長がいろいろ言ったけれども。あれは財政調整基金の問題だと思うのだけれども。

そこで、これ昨年と同じ監査意見ですよね。健全化判断比率は。今年見よう思っていたら、監査のホームページにもなかった。おととしは、8月の出た時点ですぐアップされているから、見れるのだけれども。

先ほど両津病院の話ということを言いましたが、県内では令和5年度でいうと100%を超えている市町村というのは新潟市と胎内市だけでしょう。新潟市でさえ123%、佐渡市が令和5年度は130.2%、胎内市が110.6%で、もちろん国の基準からいうと健全ということになるのだけれども、これ非常に問題があるというふうに私は思うので、その辺どう捉えていますか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

議員おっしゃるとおり、昨年は新潟市と胎内市が100%を超えておるというところで、今年度についてはまだ他市の状況、確定値ではありませんので、この場で報告できませんが、冒頭議員がおっしゃったとおり、あくまで早期健全化基準ということであれば350%という数字であります。その中におるというところになっておるというのが状況だというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 分かりにくい答弁で、私の言ったことと同じことしか言っていない。分かりやすく言えば、他市も病院造ったり、いろいろなものあるのです。他市だって。その年度によって。だけれども、この間の佐渡市の傾向を見てみると、120%とか、そのラインをずっと動いているわけではないですか。そういう意味でいうと、今年はプライマリーバランスという、財政用語とは違う捉え方なのだけれども、だからプライマリーバランスの関係で水道料も上げるのだろうと私は思っているのだけれども。だから、そういう問題でいうとどうなのと聞いたの。財政健全化で何ともないですよというのだったら、そんなのあなたが言うようにプライマリーバランスどうのこうのという話ではないし、新潟市だっていろいろもの、公社みたいのもありますから、佐渡市以上に。それをやっぱりどう捉えるのかというのが大事だということを言っている。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

佐渡市が高い特徴といいますと、当然起債の残高というのは他市に比べれば多いという状況がありますし、加えて企業会計の残高、これも他市に比べて多い。それに加えて、やはり給与の、将来退職手当の部分、これも他市に比べて圧倒的に多いというのが佐渡市の状況です。こういったものがある関係で佐渡市のほうが多いというところになっています。一方で、償還については、今ほど病院のことを言いましたが、30年等々の長い償還の中で平準化を図りながら少しづつ返していく、それから交付税算入もありますので、しっかり繰出し基準の中で繰出していくということに留意していくというのが財政健全化に、プライマリーバランスにも寄与するものと思っております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

日程第5 議案第84号から議案第126号まで

○議長（金田淳一君） 日程第5、議案第84号から議案第126号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

[市長 渡辺竜五君登壇]

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第84号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ9億2,410万円を追加する補正予算を専決処分いたしましたので、議会に報告し承認を求めるものでございます。補正内容は、令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費を計上し、歳入ではその財源として国庫支出金、市債、繰入金を増額計上するものでございます。

議案第85号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について）。本案は、資本的収支について、収入及び支出にそれぞれ1,800万円を追加する補正予算を専決処分いたので、議会に報告し承認を求めるものでございます。補正内容は、令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費を計上するものでございます。

議案第86号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について）。本案は、収益的収支について、収入及び支出にそれぞれ400万円を追加する補正予算を専決処分いたので、議会に報告し承認を求めるものでございます。補正内容は、令和7年8月発生豪雨による災害での対応に要する経費を計上するものでございます。

議案第87号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、職員のインターネット不適正使用により市民の皆様の信頼を失墜させたことを重く受け止め、組織全体の規律を正し、職員全員に注意を喚起するとともに、自らを戒めるため、市長及び副市長の10月分の給料月額から10分の1をそれぞれ減額するため、条例を制定するものでございます。

議案第88号及び第89号は、関連した議案のため、一括して御説明をいたします。議案第88号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第89号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上の2議案は、令和6年人事院報告において、仕事と生活の両立支援の拡充として、部分休業の取得方法を多様化するなど、所要の措置を講じるため、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

議案第90号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和7年度の税制改正などに伴い、3月31日に専決処分をした事項以外のものについて、個人住民税所得割に係る大学生年代の子供などに関する特別控除の規定が新たに創設されたことに伴う整備など、地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第91号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、国が作成する仕様書に記載された標準様式に文言を整理する所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第92号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、ビューさわた、羽茂温泉クアテルメ佐渡の事業を令和8年3月31日で廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第93号 佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年人事院報告において、仕事と生活の両立支援の拡充として、部分休業の取得方法が多様化されることから、各企業会計職員の給与に関する規定を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第94号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、人口減少などに伴う水道料金収入の減少、物価高騰など社会情勢の変化の中で、事業の経営を維持し、安全な水道水を安定供給できるよう、計画的な施設の更新や災害対策事業の財源確保を目的に水道料金を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第95号から第97号までは、関連した議案のため、一括して御説明をいたします。議案第95号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第96号 佐渡市漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第97号 佐渡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について。以上の3議案は、人口減少などに伴う下水道使用料収入の減少、物価高騰など社会情勢の変化の中で、事業の経営を維持し、計画的な施設の更新や災害対策事業の財源確保を目的に下水道使用料を改定するため、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

議案第98号及び第99号は、関連した議案のため、一括して御説明をいたします。議案第98号 新たに生じた土地の確認について（松ヶ崎地内）、議案第99号 字の変更について（松ヶ崎地内）。以上の2議案は、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線の道路改築工事により施工した海岸保全施設及び道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得た公有水面埋立地などについて、新たに生じた土地を確認し、字を変更するため、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

議案第100号 和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について。本案は、工事請負契約について、8月19日に執行した入札の落札者と契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第101号 財産の無償譲渡について（旧歌代の里寄附物品）。本案は、令和7年3月末をもって廃止した旧歌代の里において、施設開設時に寄附を受けた物品を寄附者である佐渡ライオンズクラブに無償譲渡するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第102号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、令和7年3月21日、徳和地内において発生した市所有の山林からの倒木による事故に関し、相手方所有物の物損に対する損害賠償金を支払うことについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第103号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1億1,268万7,000円を追加するものでございます。補正内容は、定額減税補足給付金事業に要する経費を増額計上し、歳入ではその財源として国庫支出金を増額計上するものでございます。

議案第104号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ47億6,568万9,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、防災対策事業費及び令和7年8月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費を計上するほか、老人福祉施設整備事業の経費などを計上し、歳入では国、県支出金、繰越金、市債などを増額計上するものでございます。

議案第105号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1億695万9,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、子ども・子育て支援

金制度創設に伴うシステム改修費などを増額計上するほか、国民健康保険事業財政調整基金の積立金を増額計上し、歳入では前年度決算に伴う繰越金などを増額計上するものでございます。

議案第106号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ7,218万6,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費を補正するほか、令和6年度決算及び令和7年度確定賦課による後期高齢者医療広域連合納付金などを増額計上し、歳入では一般会計繰入金の減額及び後期高齢者医療保険料などを増額計上するものでございます。

議案第107号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ3億6,958万5,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費を補正するほか、令和6年度決算による給付準備基金積立金及び国庫負担金などの精算返還金に関わる経費を計上し、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金を増額計上するものでございます。

議案第108号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ699万9,000円を追加するものでございます。補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費を補正するほか、令和6年度決算による一般会計繰出金の増額を計上し、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金を増額計上するものでございます。

議案第109号 令和7年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について、支出を1,206万7,000円減額するものでございます。補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の補正を計上するものでございます。

議案第110号 令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支について、収入に4万円を追加し、支出を6万5,000円減額するものでございます。また、資本的収支について、収入に4,550万円、支出に4,536万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費を補正するほか、委託料の増額及び豪雨災害に伴う災害復旧事業に要する経費を計上するものでございます。

議案第111号 令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支について、収入に3,446万1,000円、支出に5,380万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。また、資本的収支について、収入を3,095万円、支出を1,854万2,000円それぞれ減額するものでございます。主な補正内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費などの補正を計上するほか、国の予備費による大規模下水道管路特別重点調査事業に関わる収支の補正を計上するものでございます。

議案第112号から第122号までは、一括して御説明をいたします。議案第112号 令和6年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第113号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第114号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第115号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第116号 令和6年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第117号 令和6年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第118号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第119号 令和6年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、

議案第120号 令和6年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第121号 令和6年度佐渡市新畠野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第122号 令和6年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。以上11議案は、令和6年度佐渡市一般会計及び特別会計における歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけてそれぞれ議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案第123号から第125号までは一括して御説明をいたします。議案第123号 令和6年度佐渡市病院事業会計決算の認定について、議案第124号 令和6年度佐渡市水道事業会計決算の認定について、議案第125号 令和6年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について。以上3議案は、令和6年度佐渡市企業会計の決算について、監査委員の意見をつけてそれぞれ議会の認定に付するものでございます。

議案第126号 令和6年度佐渡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。本案は、令和6年度の佐渡市下水道事業会計未処分利益剰余金3億1,142万4,709円のうち2億円を減債積立金に積み立て、残余を繰越すものとすることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） これより質疑に入ります。

議案第84号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について）の質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出一括で行います。

本案についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 豪雨災害に伴うもので、そこの補正予算第7号、第8号も予定をされているようなのですが、ここでこの関係のを聞いておきます。

議会に示された資料だと1,000件余りの数。今回のその専決処分の第84号で、これ足すと712件になりますよね。もちろんこの工事、事業のカウントが違うのだろうけれども。そうすると、これかなり着手できているという理解でいいのかどうなのかということ。第7号補正でも出てきていますが、これどう見たらいいのかということが1つ。

もう一つは、市長もマスコミ発表等でも言っていますが、今回も行政報告でありましたが、農業、生活等に支障がないようにできるだけ佐渡市が寄り添っていくということなのだけれども、今回、その激甚災害で特に南部方面、国仲と違って中山間地域とか、例えば個人の農業施設の農道みたいのがあって、こういう災害にならない対象のところも私あるやに聞いております。市の単独のやつも、複数の農地がないと対象にならないとかというけれども、例えば南部辺りの中山間地域に行くと1軒の家だけで山に行ってやっているようなところもいっぱい私あるのではないか、そういったところの被害もいっぱいあるのではないかというふうに思うのですが、今回、この予算ではないのかもしれません、市の単独の災害復旧で上げているものというのはどの程度になっているのか教えていただきたいと。

○議長（金田淳一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

今回、補正予算第5号で計上させていただいている専決予算につきまして、道路復旧のほうにつきましては、96か所通行止めが発生しているところ、昨日現在ですと67か所解除しております、現在29か所が

通行止めとなつており、現場を確認する中で早急に応急復旧できるところは対応させていただいております。

あと、単独のほうにつきましては、今回、第5号補正のほうではその応急的な事業ということで230件余り報告させていただいておりまして、本復旧のほうにつきましては次号の第7号補正のほうで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

農地、農業用施設災害の関係でございますけれども、私どもの専決予算、御審議いただく際にはまだはつきりとした件数等は細かいところを把握しておりませんでしたので、ある程度のつかみといいますか、内容で予算のほうを要求させていただいたところでございます。現在ですけれども、専決予算で対応させていただいた農道、水路などの応急復旧に関しましては8件発注しております。また、林道の応急復旧につきましては、53件。また、農地、農業用施設の測量設計業務については、83件。林道の測量設計業務については、13件ほど業者のほうにもう既に発注しておるところでございます。

また、農地、農業用施設の市の単独の補助金、復旧補助金でございますけれども、現在16件受け付けておるところでございます。また、補助金、市の単独の補助金にも該当しない、特に農業施設でございますけれども、1人しか受益がいないところに関しましてはなかなかこの市の補助金活用できませんが、そういう方を現在30件程度把握しておりますところでございます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） また議長に怒られると困るので、第5号に関してだけ伺います。

先ほど言ったように、土木関係でいうと単独が241件の62件で303件。議員全員協議会のときに示していただいたのは、道路被害ということで324件でしょう。そのカウントの仕方が違うのだろうというのは分かるのだけれども。そうすると、大分片づいているのかなと、着工されているのかなというふうに見えるのだけれども、そういう理解でいいのか、見方として。そうではなくて、この議員全員協議会のときに示した佐渡全体が千幾つあるうちの324件のうち実際にやっているのがまだまだ100件ぐらいしかやっていなくて200件もあるという理解をしていいのかどうなのか。

農業関係について言うならば、225件の184件で409件でしょう。先ほど1,095件の中のうち、今いくとかなり、443件が農産被害云々ということでいうと、これもどういうふうに見たらいいのか。全体として専決処分の部分ではどのくらい着工できているのか。先ほどあった市の単独のやつの対象にならない人が30件というのだけれども、激甚災害のときだから、こんなときだからちょっと見直す必要があるのだと思うのですが、市長どうですか。

○議長（金田淳一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

専決処分のほうで計上させている予算の件数等につきまして、正確な件数まではまだ把握できておりませんが、順次対応できるところから進めておりまして、先ほど申しました通行止めのところにつきまして

は、通す必要がある、あと危険性を考えて応急対応ができるということでさせていただいております。数につきましては、先ほど申しました、まだ正確なところはできておりませんが、順次対応のほう進めていきたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 個人財産で災害の対象にならないところ、ここはずっと国のほうと、県とも議論をしてまいりました。災害は公共災害でございますので、やはり基本的には2件なりが必要になるということございます。その中で、災害のない部分、小規模の治山であるとか、そういうものについては一定程度要件を緩和をしながら対応するということで、当初よりも対応が増えるだろうと。これは今調査をしておりますので。増えていくだろうということで、これは県とも話をしております。ただ、農地等につきましては、やはり基本は公共災害ということになりますので、1件ではなかなか難しいというのが現状でございます。これにつきましては、我々からも提案をしておりまして、基本的には例えば農地・水で管理するとか、そういう形で将来管理できる体制ができているエリアについては、もう今この時代ですので、大規模化を進める時代ですので、1戸でも対応になるような形で法整備を考えてほしいということは現在既にもう国、県にも要望して話、議論しておるところでございます。次の災害がいつ起きるかちょっとあれですが、できるだけ早く国にテーブルに着いていただきたい、中山間地域を守るという観点から取り組んでいきたいというふうに思っています。

ただ、その中で、やはり災害としての観点が非常に難しいことから、我々としては能登半島地震を一つのイメージしながら、復旧支援みたいな形で支援ができないかと。これは、激甚災害であるからという理由が一番なのですが。こういう点を今ちょっと予算を組み立てておるところでございますので、今定例会においてまとまり次第、追加上程のほうもさせていただきたいというふうに考えておりますので、これについて今鋭意議論をしておるという状況であります。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 激甚災害で新潟県もかなりある。いまだにすごい、昨日、おとといあたりも南部すごい雨が降りました。そういう意味でいうと、その激甚災害、県内で例えば上越市とか、ああいったところもあったと思います。そうすると、市の単独予算が佐渡市は低いというのは議会はよく知っているところなのだけれども、例えば今回あった南部、私も羽茂瀧平方面に近いところなものだから、本当に1枚の田んぼだけのために個人がついているようなものもある。そこにすると1反歩しかないというけれども、国仲にしてみれば1反歩、何だと言うかもしれないけれども、そこにしたら1反歩も5畝も非常に重要な、価値があるところなわけです。だけれども、結局個人がつけたものだから対象にならないというのが今30件あるということでしょう。こういったのをやっぱり何とかして今回救っていく。今農業が非常に揺れているところがあるけれども、必要だと思うのだけれども、それも含めて何とか対応できるのでしょうか。

能登半島地震ありましたが、新潟市は個人私道について液状化のところをきちんと金出すということをこの前やっていましたよね。だから、そういう考え方で、激甚災害ですから、やらなければならないと思うのだけれども、どうなのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今申し上げたように、基本的には応援金という形で、まず現段階ではこれ以外方法がないので、一定程度の支援はしてまいりたいというふうに考えておりますが、あくまでも災害としては、いかに激甚災害といえども、今の国、県、この法律の中で災害の概念が変わっていない。では、1件ではなくて農地全体として考えた場合に、守るべき農地であれば支援できるのではないかというのが今県とも話をしている内容でございますので、これはしっかりと話をしていくかなければいけない。そして、議員から新潟市の話もされましたが、住居とほかの場所についてはやはり大きく差があるということは御理解をいただきたいというふうに考えております。住居支援の場合と、当然産業ですから、里山を守っていくというのは我々もその思いは非常に強いですけれども、これはしっかりとそのルールにのつった中で国、県としっかりと議論をしていくということが、次の災害も含めてもし何かあったときに次また市民の皆さんを御支援できることにつながると思いますので、それに向かって取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第84号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第85号 専決処分の承認を求めることがあります（令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について）の質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出一括で行います。

本案についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第85号についての質疑を終結いたします。

議案第86号 専決処分の承認を求めることがあります（令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について）の質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出一括で行います。

本案についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第86号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第87号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井真理君。

○13番（荒井真理君） この議案第87号は、職員のインターネット不適正使用により市民の皆様の信頼を失墜させたことを重く受け止めるということで、市長、副市長の10月の給与月額10分の1を減額すると、その条例制定のためのものですが、これが一体いつの、何の、どういうことなのかという詳細の説明が資料としてはありません。市民のほうが中身をよく知っているとすら、「議員さん知らないんですか」と、そ

う言われるほど私どもの手元に資料がないということで、この場で改めて御説明もいただきたいですし、なぜその資料がないのか。資料は出していただきたいと、そういう要望もあります。いかがでしょうか。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

今回の特別職の職員の給与の減額に関することにつきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおり、職員のインターネットの不適正使用、こちらが原因でございます。こちらの具体的な中身につきましては、9月1日に開催されました議員全員協議会、こちらの中で資料ナンバー5として、資料の名称としては職員の懲戒処分等についてということで、職員の不適正使用につきまして御説明の資料ということで配付をさせていただいたところでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） これは、今度その条例をこういうふうにして制定したいということがかけられているのです。事件があったのですよというようなことで、経緯は分かりましたよ。だけれども、一体その実態が何かということはここには何も、議員全員協議会で配付された資料には記載されていません。ですから、市民のほうがよく知っているのです、新聞報道とかいろいろなニュースを聞いて。私どもはそれを間接的に聞いて、そして私どもは、ええ、そうなのかなと、しかし議会ではそんなことは説明されていないよと。こういうことはまずいのではないかということで、一体何が実態だったのか分かるような資料をきちんと出していただかないと、どういう背景でどの程度の影響があるものだったか判断ができません。説明資料を出していただきたいということを再度要望したいと思います。今まで通例では出していましたと思います。いかがですか。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

これまで過去において、特別職の給与の減額につきましては説明資料というものは提出しなかったというように記憶しております。また、今回の事案につきましては、先ほどの説明とちょっと重ねての御説明となります。議員全員協議会、9月1日開催におきまして、そちらで不適正な使用の概要ということも併せて資料として提示をさせていただいたところでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 議員全員協議会で配布されたものは、このインターネット使用状況を調査したという経緯だけあって、その結果が何なのかということは何も知らされていないのです。ちまたの報道では、例えば年間200時間以上個人的な目的でパソコンを見ていたと。しかし、それは200時間以上だから、今回処分を受けているどころではない。その倍以上の数字がインターネット上では出ていると。そうすると、私たちは一体何を基準にしたらしいのか。ここには200時間以上だったので不適正だと判断しましたというふうに書いてあるけれども、実際は何時間なのかさっぱり分からぬのです。もしかして新聞報道が間違えて、1,000時間使用したかもしれない。私どもは、それが何百時間なのか何千時間なのか、正確なところは把握しておりません。ですから、きちんとそれを出していただきたいということです。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

あくまでも今回の給与の減額につきましては、これまでも資料のほうは提出してございませんでしたので、今回につきましても資料の添付というところはしていなかったところでございます。

そして、これはインターネットの不適正使用に関する御説明になりますが、これにつきましては、我々はほかの自治体の例を参考にし、1年間200時間というものを基準に処分のほう行ったことでございます。具体的なその時間につきましては、議員全員協議会後、報道の方に私のほうが取材を受けまして、そのとき具体的な時間をということで御質問があったということで答えさせていただいたというところでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第87号についての質疑を終結いたします。

議案第88号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） これは、当初予算のときもあった、いわゆる育児、介護両立の関係だと思うのです。それで、10月1日施行分ということで、育児時間の見直し、この下にもある育児に関わる環境整備、その他と、この3つになっているかと思うのです。これ具体的にはどのようにになりますか。ただ条例、勤務のあれを変えるだけではなくて、勤務環境の整備をしないとこれ無理だというふうに言われていて、3つが今回10月1日から施行されるというのだけれども、具体的にはどうなりますかというのが1点です。

2点目は、佐渡市の場合、会計年度任用職員も育児、介護休業の対象にはなるということになっていますが、条例ではないのでしょうかけれども、これ具体的にどうなのか。例えば国の示しているものでは、1日に6時間15分以上勤務のない人の非常勤についてもこれ対象になりますよと明確に明示をされているわけなのだけれども、そういう意味でいうと会計年度任用職員も当然対象になるというふうに思うのですが、その辺りきちんと周知もされるのだと思うのですが、具体的にそこも含めてどうなるのかお教え願いたい。

○議長（金田淳一君） 岩崎総務部長。

○総務部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

これまでのいわゆる育児に関する部分休業につきましては、1日につき2時間の範囲内で取得ができるというものでございました。今回は、改正により、これに加えまして1年につき10日相当の範囲内で2時間以上の部分休業を取得できるようになったということ。これは1日単位でも可能なのですが。これにつきまして、今回の改正により2種類できたということで、どちらかを選択することができるというような改正でございます。

そして、会計年度任用職員につきましては、勤務時間が6時間15分以上の日々任用を除く職員、こちらにつきまして対象ということで今整理のほうしているところでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第88号についての質疑を終結いたします。

議案第89号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第89号についての質疑を終結いたします。

議案第90号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第90号についての質疑を終結いたします。

議案第91号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第91号についての質疑を終結いたします。

議案第92号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 議案第92号は、佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、具体的にはビューサわた、羽茂温泉クアテルメ佐渡の事業を来年3月末で廃止すると。この議論はずっと議会、また市民ともされてきたものであります。実際それが全くなくなるのは困るという意見がたくさんある中、佐渡市の説明では違う施設、移転させる、あるいは小さい規模を考えるとか、何かいろいろ検討しますということを一応説明してきたと思うのです。それについてどのように検討しながら今回この廃止という条例制定の議案にこぎ着けたのか御説明お願いします。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

私どもこの指定管理期間の間にこの施設をどうするかということを3年間の中で考えていくということで検討を続けてまいりました。施設につきましては、市として民間の方に譲渡をするということで公募をしてまいり、1回目応募がなかったので、2回の公募ということで段階を踏んでまいりました。2回の公募にも応募がございませんでしたので、当初の予定どおり市としては運営をしないということでこの条例を上程させていただいたところでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今のプロセスというのは大概私どもは存じております。ただ、どうしてもこの施設が必要だという人たちのニーズにはそれでは応え切れないというところで、先ほど市として移転するとか、あるいは規模縮小したような形で何か考えられないかという要望について、検討しますという説明の置き

方をしてきています。この議事録、様々なレベルの議事録ありますけれども、それはしませんというふうには佐渡市はお答えしていないのです。なので、そこは最終的にどういうふうに決着をつけたのか、あるいはそこはでもまだ担保して、佐渡市としてどこか移転した、小さい規模を考えているとか、そういうお考えがあるのかということを聞かせていただきたいのです。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

市としては、3つある施設のうち2つを廃止し、畠野の松泉閣を4月以降指定管理に出すという方針を市民の方に説明をしてまいりました。その検討しますというのが規模縮小というようなところは私のほうで御説明をした記憶がちょっとございませんけれども、例えば羽茂のクアテルメ佐渡におきましては、やはり近隣、小木、赤泊等に入浴施設があるというようなことから、やっぱり全体的なエリアで考えていくという視点から、私どもの間で運営することはないという判断をさせていただきました。

また、佐和田につきましても、あちらのほうは温泉ではございませんけれども、基本的に近隣の入浴施設等々を使っていく、それから代替としての交通手段等を御用意しながら考えていくというような御説明の中で、市としては2施設は廃止をしたいという御説明で市民の方に説明をさせていただいたところでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 市民の皆さんには、これだけを聞いてはやっぱり分からないです。どうしても生活中で必要、特に冬、お独り暮らしの高齢者の方々、それに対して、ちょっと申し訳ないですけれども、今の説明は本当に皆さんに周知されたのか。ただ佐渡市が冷たいという印象を今残したと思います。特に佐和田の場合は近隣といつてもどこにもありませんので、そのところは今後も議論をしていく余地があるのかということだけ確認させてください。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

2施設を残すという議論については、私どもは善意を尽くしてまいったというふうに考えておりますので、入浴施設を残す前提は現在はございません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） それでは聞きますが、今後どうするのかということを聞きたいことです。特にとりわけ佐和田のビューさわたについては焼却場、いわゆる迷惑施設が佐和田に行くということになって、その代わりにというような経過があったわけなのだけれども、その辺も含めて一応クリアされたという答弁なのだろうと思うのだけれども、どうなのか。

それともう一つは、ビューさわたについて言えば、農林関係の補助金でなかなか施設の転用が難しい、いろいろなことが過去の経緯の中であった施設なのだけれども、その問題はどうなったのか。つまり迷惑施設の代替の問題と、補助金適正化の関係でビューさわたは今後どうなるのかということを聞きたい。

同じように、羽茂のクアテルメ佐渡はこれ今後どうなるのか。クアテルメ佐渡の宿泊施設もまだあったのではないかな。ないですか。一ノ宮という、観光地でもないけれども、重要な場所にある施設なのだけれども、今後どうするのか。あれをあのまんまたお化け屋敷にしておくのか。それとも、多分あそこ

恐らく借地だと思うのです、羽茂の場合は。それも更地にして返すような約束にも当然あると思うのですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

まず、ビューさわたの件につきましてですが、農業関係の施設となっているのは入浴施設ではなく、隣の活性化センターの部分になっておりますので、今回入浴施設を廃止したとしても補助金適正化法の関係は問題はございません。私どもとしては、あちらのほうは活用をということで民間譲渡で応募を募ってまいりましたが、現段階で公募がなかったということで、いろいろ活用については地域とも検討しながら進めるところでございますが、入浴施設としては今後運営はしないということを決定しておるところでございます。

それから、クアテルメ佐渡につきましても、おっしゃるとおり借地になっております。入浴施設運営のための施設をということで借地をしておりますので、借地返還ということが必要になってまいりますけれども、今解体をではいつするのかというような具体的なところまでは詰め切れておらないところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） ビューさわたの件ですが、そうするといわゆる迷惑施設の焼却場が来るよと、ダイオキシンのいっぱい云々ということで、あの当時、合併前には大議論になった結果、ではこういうものをやつたらどうだろとできたのがビューさわた。あのワンセット。補助金の関係は、入浴施設については関係ないということで、それは分かったのだけれども、その辺の問題はきちんとクリアできていますか。つまりほかにもあるわけさ。例えば真野でいうとごみの埋立ての関係で何か。いろいろなのが全国どこでもあるわけだけれども、それどうなっているのか。

羽茂の関係ですが、結果として温泉があって、また宿泊施設もまだ屋台があるのだと思うのです。そうすると、解体するかどうか決まっていないとは言うけれども、場所としてそのままにしておくわけにはいかない場所だと思うので、すぐ解体する予算やいろいろなものが私要るのではないかと思うのだけれども、その辺はどうなっているのですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明します。

ビューさわたにつきましては、開設当初、クリーンセンターのごみを燃焼した余熱を使って温めるというような形で設計をされ、運営されてきたというふうに承知をしてございます。現在、その間につきましては余熱等の利用はなく、灯油等で水を沸かしている状況になっておりますし、施設開設のときに活用しました補助金につきましても処分年限を過ぎているということで、補助金適正化法の関係も問題なくクリアをしておると。私どもとしましては、利活用されておられる方々に対する説明等をさせていただきながら、今回の条例の提案に至っているということでございます。

羽茂につきましては、すぐに、では来年度解体かというところについてはまだ決定はしておりませんけれども、やはり土地の、借地の関係もございますので、借地の有効期間内にその辺りは判断をしてまいる必要があるというふうには考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第92号についての質疑を終結いたします。

議案第93号 佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 先ほどの育児、介護と同じことなのですが、独立採算制ということで、公営企業法に基づくのが水道事業の職員だと思うのですが、非常に職員数が少なくされているではないですか。しているではないですか。つまり休業もできないし。そういう体制にこれなりはしませんか。独立採算制で企業努力でやれというのは分かるのだけれども。その辺もやらないと、先ほど言ったように、10月1日施行は環境整備をしっかりしないとこれ取れませんよということで、育児と介護の法律が通っているわけなのだけれども、水道職員、例えば13人ぐらいかな、かつかつでやっているではないですか。というのがこの水道事業の説明の中にもあるのだけれども、これ大丈夫ですかということ。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

---

午前11時57分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

事業職員の人繰りに対して大変御心配いただいて非常にありがたいことなのですけれども、内部できちんとその辺りは調整して、きちんとワーク・ライフ・バランスに従って職員が健康的に業務を遂行できるようについて、私どももこの条例を改正して課一丸となって取り組む状況でありますので、問題ないと思っております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） いやいや、プライマリーバランスも健全化もそうだけれども、こう言えばこれ大丈夫だ、こちらいくと駄目だと。あなた方の下水道の何とか戦略や水道の戦略の中で、年々人が減らされて大変ですと書いてあるではないですか。今回、介護や育児のことを抱えている職員がいたらきちんと休みを取るように、時間長く取るようにという、これ。空いたものは埋めなければならないのではないですか。どうも総務部長に言わされている、市長と言いたかったのだけれども、言わされている感があるのかなと。本当に大丈夫ですか。そうしなかったら独立採算制の企業経営がうまくいかないのです。企業というのは、人がいっぱいいてもいいのだけれども、それで企業努力をやって、やるところに独立採算制、企業性があるのだと思うのです。大丈夫ですか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私が言わせているわけではございませんが、やはり公営企業のみならずです。我々公営企業ではない、我々本体も今これから本当にコスト意識を持ちながら仕事をしていくということをやらなければいけません。水道事業についても同じでございます。市民の皆さんに負担をお願いしながら、我々としては組織をスリムにしながら、民でできることは民で、そして官がやることをしっかりと官でやっていくということを取り組んでいかなければいけないと思っています。そういう点で、仕事が逆に遅れるようであれば人員配置のほうはしっかりとつけたいと思いますし、できる限り今の中でスリム化を図りながら、業務の効率を上げて市民のための仕事をしていくということをまず一点考えていくことによって、私自身はまだまだ市の職員のレベルを上げることは可能だと思っておりますので、現体制でも十分今の段階でいけるというふうに思っています。しかしながら、今後大きな事業等が入ってきたときに必要であれば、それはそれにきちんと総務部と話をしながら人事配置は考えていくというのが方針でございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第93号についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

正 午 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（金田淳一君） それでは、再開をいたします。

議案第94号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） いわゆる上下水道料の値上げの件ですが、この間議会で出されている資料によりますと、今回の値上げ、トータルで20%値上げ、今回が10%の値上げで、3年後に3億円程度一般会計からの繰入れを削減したいというのが論拠なのだけれども、そうしますと市民への説明した市報の中にも一般会計から上下水道合わせて26億円の一般会計の繰入れと書いてあるのですが、法定外、法定内、純然たる繰入れとそうでないものがあるはずです。それが一体幾らになるのかというのを教えてください。

これをやることによって、今回でいうと平均的な上下水道料の額は一体幾らになるのか。また、上水道のみの場合もあります。平均的に幾らが幾らになるのか教えてください。

3億円ということを言うならば、令和5年度の決算でいうと水道料金の滞納が1億1,000万円でしょう。水道料の大口滞納者は宿泊業関連で約4,500万円でしょう。独立採算制、企業努力というなら、こういったことをしっかりと努力することが私必要だと思うのですが、そういう意味でいうと、先ほども午前中もありましたが、上下水道の合わせた人件費は幾らになりますか。

○議長（金田淳一君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

一般会計からの繰出金の中での基準外、基準内というその数字の仕分けはちょっと手元の数字にない状況

で、申し訳ありません。お答えを差し控えさせていただきます。

大口滞納者に関しては、確約書等取得した上で、少しづつでも返済を、払っていただくような形で職員等取り組んでおりますので、大口滞納につきましては解消に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 私からは、上下水道会計の繰出しの関係で御説明いたします。

令和5年度になります。水道事業、下水道事業合わせて27億円ほど繰出しております。その中で、基準内というところの考えでいいますと、私たち交付税措置があるものという考え方でございますので、そこが12億1,000万円ほどあって、真水の繰出しが14億8,500万円ほどということになっております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 答えがなかったのですが、平均的な家庭での上下水道料金は一体幾らなのか。もちろん上げるわけだから、佐渡市の平均的な上下水道の料金というのはこの程度ですよと平均が出て、そうすると今回では幾らになりますか、何十口径、どのくらいで云々と言われてもぴんとこないのです。だから、それを聞いた。

そうすると、人件費、なぜ人件費聞いたかというと、午前中のあれではないけれども、上下水道を合わせると2億5,000万円ぐらいになるでしょう。2億5,000万円ぐらいになって、さっき言った滞納だけでも一般の滞納が1億円でしょう。3億円出るではないですか。人件費出るという意味ではないけれども。そういうことなので、一般的な平均的な家庭で上下水道料が一体幾らが幾らになるのか。人件費はちなみに幾らか。

それともう一つ、一般会計からの繰入れの件。さっき今財務部長からあったけれども、私なりに表を作って、持ってしゃべっているのだけれども、結局下水道の繰入れが大きいでしょう。これ市の資料から作ったものだけれども、下水道の場合は約16億円のうち基準外が……16億円でしょう。つまり下水道は、前から言うように、議会というのは人口減少、少なくなるなら下水道やめなさいよと、絶対採算合わなくなりますよと言ってきたにもかかわらず、いまだにやっている。いまだに広げている。それで、料金上げる。これはやっぱり大問題だと思うのですが、どうですか。

もう一つ聞きます。あなた方の令和5年度に策定した下水道経営戦略、期間は令和4年度から令和13年度まで。その中で、あなたこう言っているではないですか。「国内で高い水準にある下水道だ」と、そして下水道料金が高いから接続が少なくなっているのですよとまでこの計画で言っているではないですか。こんな中で、上下水道料とともに同じように上げるというのはこれ問題あるのではないですか。

それと最後に、この9月に定例会で決めて、11月に説明、これちょっと違うのではないか。やっぱり市民の声をもっと聞いた上でやるべきだと思うのが、地方政治の在り方だと思うのだけれども、どうですか、その辺。

○議長（金田淳一君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

私どもの考えます一般的な上下水道使用料につきましては、月20立米を想定いたしております。この20立

米のもの、水道料金のみですと現行4,482円となっているものが1回目の改定で4,935円、453円の増、2回目の改定でさらに上がりまして5,376円、現行から比較して894円の増となります。

下水道使用料につきましては、現在、現行20立米4,284円のところ、1回目の改定で4,715円、2回目の改定で5,145円という改定となります。下水道は、現行よりも2年後に、令和10年に861円月額で上がる計画であります。

人件費につきましては、委託料等にも含まれている関係上、ここでお示しできる数字がございません。民間委託進めている関係で、具体的に人件費が幾らかかっているということをお示しできないということをございます。

また、経営戦略等で上下水道高額のため加入が少ないということを申し上げておりますけれども、私たち内部で分析等を行った結果、これ以上加入率をなかなか押し上げることが難しいということもございまして、ただそれを普及促進としては今後も続ける予定でいるというところでございます。

また、市民への御説明の件ですけれども、今回の9月の条例制定が可決いただけましたら、最短で11月の広報となりますので、そこから市民に向けて御説明をするという御予定であります。これに関しまして御意見を伺うということにつきましては、従前より水道運営審議会並びに下水道事業運営協議会等で市民の代表として御意見を伺っているところでございまして、改定内容に関しましても十分な議論を尽くしていただいたと私どもは考えております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 後段のほうから言うなら、だったら温泉料金の値上げなんて市民から意見を聞く必要もないということになるではないですか。だから、これは地方自治にはこのやり方合わないということを言っているの。

では聞きます。あなた方の先ほど言った令和5年度に定めた下水道事業経営戦略では、さっき言ったように今後の財源についての考え方、国内で高い水準であることから維持管理費を削減するのだと、こう言っている。以前の監査の指摘で、これ令和2年のときにやっているのだけれども、水道関係の委託料、随意契約が約42%になっている。このとき私具体的に言ったのです。水質検査なんか私今よりも1,000万円安くできますよという。中身は知りませんよ。そういう業者もいるから、こういう随意契約ではなくてやっぱり一般競争入札でやるとか、もうちょっと幅広くやればもっと安くできる。これが企業経営の努力というものではないですか。そうすると現在持ち合っていないとまた言うのでしょうかけれども。これ前の上下水道課長のときにもやっているのだけれども、今言った随意契約をやっぱり減らして、もっと競争入札にすることによって経費を削減する、そしてよりよいサービスをしていく。水道料金も公共料金に見合ったものにしていくというのが水道事業会計の使命ではないですか。

それで、もう一点言いますが、下水道の使用料についてはこう書いてありました。全国平均の2倍近い使用料であり、接続促進の妨げになっているということです。県内では、今水道料は南魚沼市に次いで2番目に高い、下水道料は県内で一番高い中でまた10%、20%上げる。ちょっとこれ無理があると思うのですが、随意契約の関係も含めてどうですか。

○議長（金田淳一君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

まず、委託契約につきまして、契約の方法につきましては内部協議を重ねまして、随意契約で行うということで、そのまま進めております。また、契約内容につきまして、細かい委託方法等を見直して、もう少し委託の裁量、委託先の業者の裁量に従って進められるような、いわゆる包括委託というものにつきましても取り入れて、委託費の削減に向けて進めております。また、職員が直接作業に携わらなくてもよいよう、今後も民間委託等を進めて、経費の削減に努めてまいりたいところで計画しております。

また、下水道使用料、確かに高額なところで、それが接続促進の妨げになっているということは分析結果として出しておりますが、ただし下水道使用料に関しましては、まず汚水処理の費用に見合った適正な数値、適正な価格とするというところが国からも指導としてあります。また5年に1度下水道の使用料見直し、もしくは検討するというところが国の補助金交付要件にも入っているところでございまして、それに従い私どもで今回見直しを行うというところでございます。

○議長（金田淳一君） 山本健二君。

○7番（山本健二君） 1つ教えてください。

今下水道の加入がこれ以上うまくいかないというような説明あったけれども、これ前も言ったけれども、加入しなければならないことになっておるのにそんなこと言ってもらはっては困ると思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（金田淳一君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

議員おっしゃるように、下水道法ではなく取りの場合は3年以内、浄化槽を今お使いの場合は速やかに接続するという規定がございますけれども、全国でこの罰則を適用した例はございませんので、私どももお願いという形で接続促進を進めている現状でございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 山本健二君、2回目です。

○7番（山本健二君） それは今のとおりだと思いますが、工事やる前も、やるところの住民の方に工事やるとその期間中には接続をしなければならないのだよということは説明しておるはずなのです。ということは、しっかりとあなたたちが行って、加入してくださいとやらなければならないと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（金田淳一君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

工事に入る前に住民説明の段階では皆様にそのような御説明を必ずしてから整備を進めているところでございますが、ただ接続に関しましては個人負担が大変大きくて、なかなかこちらから強制するということはできませんので、普及促進のために職員から働きかけをするというところで現在も進めているところでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第94号についての質疑を終結いたします。

議員に申し上げますが、これから下水道条例、それからその次は漁業集落排水、農業集落排水と参りますので、議案に沿った質疑をお願いしたいと思います。

議案第95号 佐渡市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第95号についての質疑を終結いたします。

議案第96号 佐渡市漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 議案そのものは議長のおっしゃるとおりなのだけれども、提案理由はこのようにされているので。漁業、農業集落排水の場合、都市部よりも高齢化や人口減少は激しいでしょう。これ結局その部分はどういうふうに考えますか。つまり本来的には漁業集落の下水道ということでやる、農業集落の下水道ということでやって、そのときの人数の割合よりもぐっと減ってきて、負担そのものが、結局ほかにかぶらせるという理解ですか。

○議長（金田淳一君） 増家上下水道課長。

○上下水道課長（増家由季君） 御説明いたします。

農業集落排水、漁業集落排水におきましても、公共下水道と同じ考え方で御負担をいただいているというところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 別々なのだけれども、一体で考えているのだ。農村、漁村について言うならば、高齢化が進んでいて、この前議員全員協議会のときもやったけれども、介護のいる家庭、子供のいる家庭は基本料金を安くするとか、そういうのがしゃばではやっているのだけれども、結局もちろん……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番（中川直美君） 町部だってもちろん人口減少。全て人口減少なのだけれども、それよりも農村部はもっと深刻だと思うので、そういうところの配慮はやっぱり私要るのではないかと思うけれども、どうですか。市長は首かしげているけれども。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 佐渡において町部より農村部のほうが人口減少が進んでいると一概に言えるかどうか、私はちょっと微妙かなと思っています。地域のほうでいろいろ文化を含めまして残っているケースもありますし、やっぱり中心街が逆に商店街を含めながら非常に人口の高齢化が進んでいるというようなところもあるというふうに思っています。ですから、今の議論は一概ではないと思います。

それと、全体の議論として、やはり今全てのものが上がっている中、下水道も上水道も経費が上がるわけでございます。市の行政運営も同じ状況です。その上で、今しっかりと上げていくことを少しずつでもしていかないと結果的には値下げということになりますし、私自身合併した以後全く上げていないという

ところもやはり問題であったのだろうというふうに考えておりますし、ただ今経営全体を賄うほど上げるというのは市民の負担が非常に大きいので、これは難しい。ですから、私は何度も申し上げているように、できる限りのことを取り組みながら、国からの離島の場合の支援というのが必ず上乗せが要るということをずっと話しているということでございますので、私自身はこの二面を踏まえながら、現在の物価高騰の中しっかりとまずは水道、下水道運営をきちんと取り組んでいく、その上で離島ということを踏まえながら様々な形での上乗せでの支援等が必要だということも訴えていくと、こういうことを考えながら市民の皆さんに御理解をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 今言うように、だから今回のが人件費や物価高騰分なのかと。やっぱりそうではないのだろうと思います。さっき冒頭に言ったように、議案違うと言ったけれども、全体として3億円のプライマリーバランス、市長でいうところの、したいという話だから。物価高騰分を上げるということになると、これ何%になりますか、では。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 物価高騰分、例えばプライマリーバランスも同じなのですが、プライマリーバランスが必要だから3億円ということではないです。明確に違うということでお答えをさせていただきます。やはり持続可能な経営をする上では全然足りない。また、20年間ほぼほぼ上げていない中で、もう本当に今実際の料金収入が六十数%しかない状況でございます。水道事業は三十何%が市のほうから繰出しているという状況になっているわけでございます。だから、この状況を少しでも解決をしながら、それでも一人一人の負担が高い、ですから国から支援を求めていくと。やっぱりこういう流れの中で、しっかりと水道事業の今後のあるべき姿、非常に厳しい離島の状況を国に訴えながら取り組んでいく。その中でも、先ほど申し上げたように、やはり上げるということもしっかりとしなければ国のほうも理解してもらえない。こういうものを全体を踏まえながら、今の段階で上げられる数字というところ、また他市のバランス、これも含めて考えた中の20%、それも他市は大体1年で上げておりますが、今の物価高騰の影響を考えながら、我々としては一般会計ができる限り頑張ろうということで、3年で上げるということで決めさせていただいたというところでございます。そういう点で、我々もしっかりと市民の生活を配慮しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第96号についての質疑を終結いたします。

議案第97号 佐渡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第97号についての質疑を終結いたします。

議案第98号 新たに生じた土地の確認について（松ヶ崎地内）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号 字の変更について（松ヶ崎地内）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第99号についての質疑を終結いたします。

議案第100号 和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第100号についての質疑を終結いたします。

議案第101号 財産の無償譲渡について（旧歌代の里寄附物品）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第101号についての質疑を終結いたします。

議案第102号 損害賠償の額を定めることについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第102号についての質疑を終結いたします。

議案第103号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての質疑に入ります。

本案は先議案件であります。本案の質疑は、歳入歳出一括で行います。

本案についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

これより議案第104号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については分割して行います。

歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費、2款総務費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

1款及び2款についての質疑を終結いたします。

3款民生費、4款衛生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

広瀬大海君。

○11番（広瀬大海君） 25ページの老人福祉施設整備費について伺います。

特別養護老人ホームの移転、建て替えについてということだと思うのですけれども、昨年の2月の定例会におきまして、歌代の里の民間工事の同様の支援を求められた陳情を議会としては不採択としております。中身としては、市でやるよりも民間のほうが大きく予算が削減できるですか、あと現行の補助金を適用することが妥当だということ、また各社会福祉法人と将来の配置バランスを検討する、この3つが確認されておりますけれども、それについてちょっと伺いたいと思います。

執行部のほうからも委員会で、高齢者人口が減少していく中で、先に建てた法人は生き残って、後の法人は建てられないということになるとちょっとそれは問題ではないかということで、協議しながら施設の配置バランスを考えなければいけないというような説明がありましたけれども、昨年の3月以降、陳情者であります協議会で今後の全体の整備について何か具体的な検討会議は行われたのかというのをまずお一つ。

2つ目に、債務負担行為4億円含めて全体で約6億円というふうになっておりますけれども、そうすると歌代の里民間移行の約7億円とそう変わらないような、同様の支援というような形になるのではないかなどというふうに思うのですけれども、歌代の里とは状況が違うような中で、今回こういった大規模な支援となりますと、今後ほかの施設が建て替えのときにも同様の補助金を出さなければいけなくなるのかなどというふうに推測されるのですが、財政調整基金もだんだん少なくなっていく中で、財政調整基金が少ないので、ほかのところは支援できませんというようなことは多分なかなか難しいというふうに思うのですけれども、今回のこの予算に関してはどのような形で、考えによって提案されたのかというのが、これが2つ目。

最後、3つ目に、補助金要綱に、今回支援するということなので、何かプラスで支援内容を追加するのかどうか。

この3つ伺いたいと思います。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

昨年の陳情以降の検討会の状況でございますが、陳情不採択後、法人とは継続的に協議を重ねまして、まず島内の特養ホーム施設長会のほうで今後の島内の福祉施設の配置バランス等を検討する検討会というものを立ち上げていただきました。今後、島内の配置バランス、法人の統合など、そちらのほうで協議していきたいと考えております。

補助金の根拠でございますが、今回の補助金につきましてはあくまでも物価高騰支援ということで、既存の補助金の金額は変更してございません。現在、建設物価の高騰がここ数年間で20%前後という値もございますので、そちらのほうを参考にしながら今回総事業費の15%に相当する3億円という金額のほうで上限額を定めさせていただいて、既存の補助金に3億円を上限として上乗せした補助金のスキームとなっ

てございます。今回の補助金交付要綱につきましては、あくまでも物価高騰の特例として支援するものでございますので、時限的な要綱として今回新たに定めさせていただきまして、今回限りの要綱として作成してございます。

今後の法人との協議につきましては、需要と供給のバランスを見ながら、高齢者人口、介護認定者数が減少してございますので、関係法人と配置のバランスと施設の需要と供給のバランス、その辺を協議しながら、今後の施設整備などを検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 広瀬大海君。

○11番（広瀬大海君） 15%で上限が3億円という説明がありましたけれども、先ほどもお伝えしましたように、ほかの法人も今後建て替えの、まだ具体的な計画はできていないとは思いますけれども、そういうのが順次出てくる可能性があるという状況の中で、先ほども言いましたように、物価上昇、緩やかになるかもしれませんけれども、まだまだ多分上がっていくというふうに想定されます。人件費もこれだけどんどん上がっていますので、まだまだ上がっていくかと思うのですが、そうすると随時そのお願いがされたタイミングで物価上昇の件も含めてそういった補助金を出していくという、そういった方針で考えられているのかというのを説明、最後お願いします。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） そういう方針では全くございません。まず、建て替えについては、今後の高齢者人口の減を踏まえながら、基本的には合併的なものが必要であるというのを今認識として話し合いをしておるところでございます。ですから、1件の建て替えで補助を今後出すということは、基本的には今の段階では考えていないということでございます。

なぜ今回物価高騰かという点につきましては、法人が基本的にこの建て替えの計画の中で積立てをしている中で、やはりここ数年の急激な物価上昇、例えば庁舎、病院等もインフレスライドが非常に大きくて、補正せざるを得なかつたわけでございます。そういう点で、現在の物価上昇につきましては、やはり法人のところでは基本的には考え方を含めて貯金等もできない部分があつても仕方ないだろうというのが1つ。ですから、今物価上昇が始まっているわけでございますので、今後建て替える施設については当然、民間でございますから、通常の補助金の中で建て替えていくというのが普通になりますので、物価上昇も加味しながら資金を積み立てていくというのが正しい姿であろうというふうに思っています。そういう形になりますので、基本的には今後高齢者の減少を踏まえながら、我々としては施設の合併等を含めながら考えていくということを一つの高齢者施設の基軸にしながら取り組んでいくというのが流れになるというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 広瀬大海君、3回目です。

○11番（広瀬大海君） 今後の法人は物価高騰分を考慮しながら積み立てていくというようなお話をありましたけれども、もうほかの、どこの法人もそうですけれども、初めに建ててもう数十年たっているわけです。その間にずっと少しづつ、少しづつためていっているわけではないですか。でも、この物価高騰は、さっきもお伝えしたように、まだ上がるわけです。でも、その分を、簡単に言うと貯金をその分も含めができるかというと、そういった環境にはないと思うのです。なので、そういった状況になったときにどう

するのかというのが今回の多分大きな肝なのかなというふうに思うのですが、お願ひします。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） そこは違うのではないかと思っています。これから物価高騰が始まれば、当然その利用料を含めて収入のほうもこれから改定が入っていくわけでございます。そういう点で、これから物価上昇を考えながら運営をしていかなければいけない。当然運営というのは建て替え、将来の投資も含めて考えるというのが運営でございます。ですから、その中でこれから考えていく。それで、先ほどの部長から申し上げたとおり、今すぐ建て替える計画があるところもございませんので、一定程度の長期間はあるだろうというふうに考えておるわけでございます。その中で人口動態を見ていくということになりますので、今後の、もう少し時間があると思いますので、その中でやはり法人の経営の中でしっかりと考えていく。その上で、今後高齢者人口を見ながら、今後の経営をまたもう一遍別の部分で考えていく。その中で将来の在り方をつくっていく。そして、その中で例えば複数が合併してどうしてもそこに必要であれば、また国、県を含めて支援のほうも検討していくということになると思いますので、先ほど申し上げたように、単純に物価高騰だから単一の施設を建て替えるということでは、もうこれはないというのが一つの状況でございますし、今議員からの御指摘については今後国のサービス水準の改定なども含めながら様々な形で検討していくべき案件だというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 今ほどと同じところなのですが、いろいろ将来の議論もしているようですが、この後の建て替えということになると、もしかすればはもちの里が、32年たっていますから、それが来るかなということなのだけれども、一番はやはり今の特別養護老人ホーム待機者もいることをどういうふうに解消していくかということだと思うのだけれども。

そこで、一言で言うと、若干補助も今回に限り上乗せをしたということは分かったのだけれども、1床当たりどのくらいというふうに見ていますか。全国的には建設費の値上がり、首都圏で50%、地方都市で27%というのが最近の統計で出ているのですが、1床当たり一体幾らまで跳ね上がっている今状況なのでしょう。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

ちょっと金額今手持ちございませんが、3割程度上がっているというふうに確認しております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 補助制度も含めて床数掛ける幾らみたいになるのだけれども、だからそうすると今回の建設の場合は1床当たり大体1,500万円ぐらいなのか、1,300万円ぐらいなのかとか、そういうのは分からないということですか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 2時06分 休憩

---

午後 2時06分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明します。

通常の補助金が1床当たり200万円ぐらいで見ておりますが、今回の補助金は500万円ぐらいの想定になります。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

3款及び4款についての質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産業費から9款消防費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

6款から9款までについての質疑を終結いたします。

10款教育費、11款災害復旧費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） それでは、災害についてちょっとお伺いします。

被災者に対する、個々に説明をするという話を聞いておるのですが、今回40万円以上の公共災害、それから外れた、以外のその比率は、受益者負担率というのはどのぐらいになりますか。

もう一点は、私道は今回対象にならないという話を聞いているのですが、その辺は今後佐渡市の負担率はどうなるか教えてください。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

農地、農業用施設の災害につきまして、公共災害と市の単独事業との比率でございますけれども、現在まだ調査中の箇所も多うございます。また、現在でも報告のほう上がっておる状況でございますので、はっきりとした数値のほうはお示しできませんけれども、公共災害のほうは200件を超える勢いとなってございます。市の補助金につきましては、当初我々のほうも現場のほうに出向きまして災害状況を確認しておったところですが、とても手に負えない状況もございまして、現在、補助事業を受けますかといったような文書を被災者のほうに送付いたしまして意思確認しているところでございまして、申し訳ございませんが、はっきりした数値のほうは現在、割合のほうをお示しできないのが現状でございます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） 今確かに大きな災害が何十か所ある状況で、情報収集が先だと思うのですが。

それでは、例えば国からの補助の農地復旧限度額、これについて、その計算方式もあるわけですが、例えば水田の場合は、水張り面積に係数を掛けていくと。そうすると限度額が出るわけです。ところが、今回の場合の、その限度額を超えた場合にどういう対応になるのか、その辺の対応の仕方はどうしていくのかということと、あとは樹園地の場合は、これはまた水田と違って、果樹の実際の崩落した面積、それからそれプラスその影響面積というのを加算されるという状況があるのですが、その辺になるとその受益者

負担率というのは随分変わってくると思うのですが、その辺の計算方法はどうなっていますか。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明申し上げます。

議員おっしゃるとおり、災害復旧事業におきましては農地復旧の限度額というものが定まっておりまして、全体の水田であれば水田面積であったり、実際に影響のある面積等を活用いたしまして算出することになっております。限度額を超えた部分につきましては、現状やはり受益者の負担となろうかと考えておるところでございます。

また、樹園地につきましては、今まで島内におきましてなかなか樹園地が被災したという事例がございませんので、様々な計算方式等ございますが、県のほうとも協力いたしまして、現地を確認した上でこの算定のほうを進めておるところでございます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 駒形信雄君、3回目です。

○14番（駒形信雄君） なかなかちょっとはっきりしたものが出でこれないと思うのですが、当然起債もあるわけで、そうすると今後そういう計算の中で受益者の負担率をできるだけ軽減するような方向で努力をしてもらいたいと思いますが。

それと、もう一点は、例えば家屋の前が崩落したような場合、これは小規模急傾斜地の対応しかないという話もありました。この辺も市長は国のほうに対してもいろいろな要望をかけているようでございますが、今後の見通しというのは市長、いかがでしょうか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 現段階では、災害でございますので、災害の基準になるかどうか、ここがやっぱり一つの要件です。ただし、小規模事業等につきましては、今県のほうとも、緩和措置ができそうだということで、今うちのほうで調査をしているというのが現状でございます。抜本的にそれを対象にできるかどうかは、先ほども申し上げたように、公共災害という性格上何をもって公共にするか、個人の私有財産ではなくて公共財産であるというところがやはり2件、3件の基本的な考え方でございますので、やっぱりそういう面も含めながら、さっき言ったように農地の管理であるとか、そういうものも含めて国のほうに一定程度制度の緩和をお願いをしていくということにこれから考えていくというふうに考えておりますが、今回は現制度で動いておりますので、今すぐ制度の法律が変わるというのはちょっと時間的に難しいかと思っておりますので、この災害の一つの反省点という、一つの教訓として国のほうに御提言していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 確認ですが、午前中の専決処分のときもありましたが、30件程度が多分個人負担でどうしようもないなんていうのがあったのだけれども、そういうものは今回救えないという理解でしょうか。国そのものが激甚災害というのだけれども、全国激甚災害ですからね、今回のね。ざっくり言うと。ということは、一部、言葉はきれいなのだけれども、結局全部にばらまくということは大体しませんからね、国はね。そういう意味でいうと、本当にこの財政負担が一体どうなるのか心配な部分もあるのですが、そこはどんなふうに考えていますか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 2時15分 休憩

---

午後 2時15分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

渡辺市長。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 2時15分 休憩

---

午後 2時15分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません。30件等、そもそも公共災害にならないものは激甚災害であろうが、佐渡市の単独であろうが、災害という枠から外れるというのが災害の復旧事業の基本的な考え方であるということでございます。ですから、やっぱりそういう点で災害復旧事業はどうしても、例えば1人の農地であったりであると漏れてしまう。例えば家の裏で、地滑りエリアでなかつたり、小規模事業が対象にならないと対象にならなくなってしまうというのが今の、今回の仕組みでございます。ですから、やはり我々としてはそこを少しでも救えるようにということで、先ほど申し上げましたが、能登半島の地震等を踏まえながらの形で、額は僅かになるかもしれません、一定程度応援金というような形の制度の中で支援ができないかということを検討しておるということでございますので、これにつきましては仕組みが整理でき次第、予算案として議会のほうに御提案をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 全国激甚災害で、結果的に予算が本当に落ちるのかというのは微妙なところがあると言ったのだけれども、市長の言ったのは分かるのです。午前中も言いましたが、受益地が2件ならば農道みたいな対象になるけれども、1件では対象にならない。ところが、中山間地域のひどいところに行けば、やっと山へ上がって自分のところの田んぼがあるというところはいっぱいそのようにあるわけで、今回そういったところがどの程度災害になったかどうかは分かりませんが、やっぱりそういったところも、トキと共生する佐渡、何とかして支援してやっていかなければならないというふうに私は思うので、見舞金か何か考えているというようなお話をですが、今中山間地域の農業は本当に深刻で、そういったところも本当に深刻だという、分かっているとは思うのですが、ぜひ秋までに全力で取り組んであげていただきたいと思うのですが、考え方だけお願いします。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

今ほど議員おっしゃられました山間地域の現状等につきましては、市長のほうも国や県のほうに市の現状をお伝えした上で、何とか今後対応できるような要望活動のほうを行っていただいている次第でござい

ますので、御報告いたします。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

10款及び11款についての質疑を終結いたします。

以上で議案第104号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を終結いたします。

次に、議案第105号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 6月の本算定のときに聞いたのですが、繰越金がどのぐらいだと言つたら、前年度の繰越金、出納閉鎖が終わつたのでどうかと言つたら9,000万円と言つたのです。ところが、今回見たら1億1,322万円もあるではないですか。つまりこれ加入者1人当たりにすると、9,975円かな、私の。人数、1万1,350人で割ると。ということになるのではないですか。何でこれ基金に全部積み立ててのですか。一般会計でも、例えば繰越金があると、会計年度独立の原則がありますから、100%好きにはできなくて、半分は基金に積み立てて、残りは翌年度に入れるというのが、これが財政法のルールなの。国民健康保険会計の場合は、この繰越金というのはルール分以外は市の金が一円もありませんから、加入者が払ったものの黒字分です。この黒字を黒字の繰越金も含めてどうやって国保税を決めるかというのが国保会計の原則なのだけれども、これ6月のときに9,000万円と言つたけれども、2,000万円以上多いわけではないですか。これ何で積み立てるのですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明します。

今回の補正予算書、14ページ、15ページ、基金の積立金は9,155万円7,000円ということで積立てすることになっておりますので、前回想定をしておった金額と同額であるというふうに思っております。

また、基金をなぜ積み立てるのかというところにつきましては、基本的に私ども今保険料の統一化に向けて動いておるところでございますが、御承知のように非常に不透明な部分が多いということで、当市においては不測の事態に備えるべく基金を保有するということで積立てをするものでございます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 私議事録も見てきましたけれども、私も積立金の額が幾らかとは聞いていません。出納閉鎖が終わつたから、国保会計の考え方というのは、前年度の繰越というのはそういうものだと。聞いたら9,000万円と言うけれども、前年度繰越1億1,322万円になっているではないですか。これでは本算定できないよと。私はこれおかしいよと言つている。この前も言ったのだけれども。これ何で全額、つまり6月の定例会のときの答弁と実際の繰越額が違うということではないか。違いますか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

確かに繰越金でいきますと1億1,322万円ということになっておりますけれども、6月の時点で私ども

会議のほうで出していった金額の中で、約9,000万円から1億円程度というところは見込んでおりましたが、最終的にこの金額で繰越になったということの、それだけのことでございますし、繰越金については基本的には基金に積むというところは、6月にもお答えをしたときのままで変わりございません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 5月が出納閉鎖でしょう。6月の半ばには国保の本算定なのです、運営協議会も含めて。そういうときに、過去の委員会は必ず、これが……繰越金というのは、加入者が払った、余分に取った黒字分なのです。それをどういうふうに経営に充てていくかと。これ示さずにやるからおかしなことになった。と私思うのです。さっき言ったでしょう。一般会計でも、繰越があった場合は、会計年度独立の原則があるから、2分の1は基金に積み立てるから、残りは当年度に充てるというのが地方財政法上のルールなのだ。これほぼそっくり基金に積み立てるというのは、そういうルールも破っているということになるではないですか。国保というのは、さっき言ったように、歳出に合わせて歳入を決める、つまり歳入が何があるか、繰越金が何があるか、これが国保会計の原則で、徹底ですよ。あなたも何年もやっていれば分かっている。分かっていてこれやっているのですか。違いますか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

繰越金という部分につきましては先ほどの金額ですが、私ども税を徴収させていただく者のベースとしては県の納付金額を基にやっております。そちらのほうは税を算定しながら納めるというところで税率を決めているというところになりますので、繰越金全額が黒字分であるというような考え方ではございません。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第105号についての質疑を終結いたします。

議案第106号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第106号についての質疑を終結いたします。

議案第107号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第107号についての質疑を終結いたします。

議案第108号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第108号についての質疑を終結いたします。

議案第109号 令和7年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第109号についての質疑を終結いたします。

議案第110号 令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第110号についての質疑を終結いたします。

議案第111号 令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第111号についての質疑を終結いたします。

これより議案第112号 令和6年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出ごとに行います。

それでは、本案の歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

本案の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

歳出に関する質疑を終結いたします。

以上で議案第112号 令和6年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第113号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結いたします。

議案第114号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

議案第115号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 令和6年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結いたします。

議案第117号 令和6年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

議案第118号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 令和6年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

議案第120号 令和6年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

議案第121号 令和6年度佐渡市新畠野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 令和6年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

議案第123号 令和6年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第123号についての質疑を終結いたします。

議案第124号 令和6年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

議案第125号 令和6年度佐渡市下水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

議案第126号 令和6年度佐渡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第126号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第126号までについては、お手元に配付した委員会付託表のとおり所管委員会へ付託いたします。

---

#### 日程第6 請願第3号、請願第4号 陳情第2号、陳情第4号

○議長（金田淳一君） 日程第6、請願第3号、請願第4号、陳情第2号、陳情第4号についてを議題いたします。

本案については、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、所管委員会へ付託いたします。

---

○議長（金田淳一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の本会議は、これにて散会いたします。

午後 2時31分 散会